NPO活動資金助成事業に参加しませんか

22年度の助成事業が決定

協働推進基金は区民や事業者の方からの寄附金を積み立てて運営し、区内で活躍するNPOに活動資金を助成しています。22年度は、7事業に総額290万円を助成することを決定しました。

今回掲載の助成対象事業への参加を希望する方は、直接、各団体へお申し込みください。詳しくは、新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】地域調整課管理係（本庁舎1階）☎（5273）3872へ。

◆生活支援サービス

「まごころこめこめ倶楽部」

①納涼落語を楽しむ会

【日時】8月17日㈫午後1時30分～3時30分

【会場】戸塚地域センター（高田馬場2―18―1）

【費用】300円

②ADL体操と歌で元気になる集い

【日時】9月24日㈮午後1時30分～3時30分

【会場】新宿けやき園（百人町4―5―1）

【費用】100円

【申込み】NPO法人東京山の手まごころサービス☎（3224）0583へ。①は50名、②は30名。先着順。10月以降も毎月開催します。

◆母親支援事業

【日時】9月20日㈪午後1時30分～5時30分

【会場】新宿コズミックセンター（大久保3―1―2）

【対象】区内在住で子育て中か出産予定の方と家族、50名

【内容】講演「親のこころの問題と子育て」と簡単なカウンセリング

【費用】千円

【申込み】NPO法人コミュニティカウンセラー協会☎・FAX（3360）7783（電話は火・木曜日の午後1時～5時）へ。

◆第9回ピポ・ユニバーサル駅伝

【日時】9月20日㈪午前9時30分から受け付け

【会場】国立競技場（霞ヶ丘町）外周コース（約1㎞）

【対象】▼①小学生、▼②65歳以上の方、▼③障害のある方、▼④車いすの方、▼⑤①～④以外の方（5名で1チーム）

【内容】年齢・国籍・障害の有無を超えて1本のたすきをつなぐ駅伝

【費用】千円。小・中学生は500円（昼食・飲み物代を含む）

【申込み】9月13日㈪までにNPO法人コミュニケーション・スクエア21ピポ駅伝事務局☎（3350）1388へ。

◆手で見るギャラリー

鑑賞教室

【日程】10月～23年2月

【対象】▼①小・中学校（団体）、▼②視覚障害者の方（5～10名のグループ）、▼③①②以外の個人

【内容】立体作品や民芸品を触って鑑賞。希望者には専門家が説明（事前予約制）

【費用】無料（収蔵作品集を希望の場合は500円）

【会場・申込み】希望日の3週間前までにCCAAアートプラザ（四谷4―20、四谷ひろば内）☎（3359）3413へ。

◆大久保アートプロジェクト「フォトモ」

【日時】▼8月8日㈰、▼9月5日㈰、いずれも午後1時～5時

【会場】大久保地域センター（大久保2―12―7）

【内容】大久保のまちをデジタルカメラで撮影してフォトモ「フォト（写真）＋モデル（模型）」で再現し、多文化共生を考える。

【費用】各回500円

【申込み】NPO法人みんなのおうち☎・FAX（3204）0916へ。各日先着20名。

◆お笑いと演芸の会（抽選会付き）

【日時】9月17日㈮午後2時開演（1時30分開場）

【内容】落語（三遊亭左圓馬）、紙切り（三遊亭絵馬）。高齢者の方向けの情報を掲載した手帳を差し上げます。

【費用】千円

【会場・申込み】当日直接、四谷地域センター（内藤町87）へ。

【問合せ】NPO法人いきいき里の会☎（6380）6230（月～金曜日午前10時～午後3時）・FAX（3355）8805へ。10月以降も3回程度開催予定です。

◆難民セミナー

【日時】9月15日㈬午後6時～8時

【会場】しんじゅく多文化共生プラザ（歌舞伎町2―44―1、ハイジア11階）

【内容】区内で暮らす難民の現状についての講演「難民とは誰か？『第三国定住』難民受け入れと新宿区」

【費用】無料

【申込み】NPO法人難民支援協会☎（5379）6001へ。先着40名。

寄附を通して「社会貢献」しませんか？

区民の方、事業者の皆さんからの寄附金を「協働推進基金」に積み立て、NPO法人に活動資金として助成しています。寄附金の額に制限はありません。皆さんの意思をできる限り尊重し、寄附をしたいNPO活動の分野・団体を希望できます。ご理解とご協力をお願いします。

【寄附の方法】電話で寄附申出書を地域調整課管理係☎（5273）3872へ請求してください（特別出張所でも配布）。寄附金は直接、地域調整課・特別出張所の窓口にお持ちいただくか、振り込みで受け付けます。協働推進基金にご協力いただくと、税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

21年6月1日～22年5月31日に寄附をいただきました。ご協力ありがとうございました。

【寄附者の名称・金額】

▼純福音東京教会（3件）…3万千184円、▼東京イースト ライオンズクラブ…10万円、▼新宿NPOネットワーク協議会…2万8千913円、▼日本バーテンダー協会新宿支部…5千49円、▼匿名（14件）…514万4千444円

後期高齢者医療制度 新しい被保険者証をお送りしました

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎(5273)4562へ。

75歳以上の方が医療機関を受診する場合 8月から新しい被保険者証が必要です

新しい被保険者証（ふじ色）を7月14日に簡易書留でお送りしました。7月27日㈫までに届かない方はご連絡ください。有効期限の過ぎた被保険者証は、8月1日㈰以降に区役所・特別出張所へお返しいただくか、裁断して処分してください。

●8月からの医療費の自己負担割合は22年度の住民税の課税状況で決まります

基準（注1）により自己負担が3割となる方のうち、21年中の収入が「収入の基準額（注2）」に該当する場合は、申請により1割負担となります。申請が必要な方には、事前にお知らせしています。

（注1）自己負担割合の基準…同じ世帯の被保険者のうち、22年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」負担

（注2）収入の基準額…▶同じ世帯の被保険者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満。▶同じ世帯の70歳以上の方（2名以上）の収入の合計額が520万円未満

◎世帯全員が住民税非課税の方へ

申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」（白色）を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。

21年度に申請し22年度も該当する方には、申請がなくても新しい認定証を7月23日㈮にお送りします。

22年度の保険料のお知らせを7月15日にお送りしました

7月22日㈭までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。

21年分の所得の申告（所得税・住民税）が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方、所得の申告をしていない方は、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めにお願いします。

保険料のあらまし

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です（下図）。

▶所得割の保険料率が6.56％から7.18％に引き上げられました。均等割額は据え置きです。

▶「世帯の所得が33万円以内で同じ世帯の被保険者全員が無所得（年金収入で80万円以内）」の場合や「後期高齢者医療制度に加入する直前まで被用者保険（会社の健康保険・共済組合等）の被扶養者だった」場合等には、軽減措置があります。

保険料のイメージ

均等割 年37,800円 ＋ 所得割（所得×7.18％） ＝ 年額保険料（上限額50万円）

保険料は原則として年金から引き落としです

◎年金から引き落としにならない場合

●保険料の引き落としの対象となる年金の受給額が年額18万円未満

●介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

※保険料計算後に75歳になった方は、一時的に納付書や口座振替（自動払込）での納付となります。

※年度途中で保険料が変更（増額）になった場合など、年金からの引き落としと納付書や口座振替（自動払込）での納付を併用することがあります。

◎年金から引き落としの方も申し出により口座振替（自動払込）に変更できます

希望する方は、「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。変更申出書が8月2日㈪までに届いた方は、10月から変更します。その後届いた方は、12月以降に変更します。

22年度から新たに「年金から引き落とし」の対象になる方には、保険料のお知らせに「保険料納付方法変更申出書」を同封していますが、以前から引き続き引き落としとなっている方には同封していません。変更申出書が必要な方は、ご連絡ください。

保険料の納付方法

①22年度に新たに年金引き落としになる方

年金引き落としは10月から開始します。7月～9月は、保険料のお知らせに同封の納付書で、銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）・区役所・特別出張所・区指定のコンビニエンスストア等でお支払いいただくか、ご指定の口座から口座振替（自動払込）でお支払いください。

②22年度は銀行等で支払う方

同封の納付書か口座振替（自動払込）でお支払いください。

③以前から年金引き落としで22年度も継続する方

4月・6月・8月は、22年度の保険料額が確定していないため、仮の保険料額（仮徴収額）として、それぞれ22年2月の引き落とし額と同額を引き落としています。

10月・12月・23年2月は、6月以降に確定する21年中の所得を基に計算した保険料額から、4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた金額を3回に分けて引き落とします。

保険料納付のイメージ

22年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①22年度に新たに年金引き落としになる方	徴収なし	徴収なし	徴収なし	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	
②22年度は銀行等で支払う方							銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い
③以前から年金引き落としで、22年度も継続する方	年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	

※銀行等で支払い…納付書での金融機関やコンビニエンスストアなどでのお支払いまたは口座振替（自動払込）による納付

※年金引き落とし…公的年金からの引き落としによる納付

65歳以上の方の22年度介護保険料を決定

22年度介護保険料納入通知書を、7月15日にお送りしました。7月22日㈭までに届かない方はご連絡ください。

22年度の介護保険料は、21年中の所得に基づく22年度の住民税課税状況と、22年4月1日（22年4月以降に転入した方や65歳になった方は資格を取得した日）現在の世帯の状況で計算しています。

※22年度介護保険料納入通知書は、東京都シルバーパス購入の際に「所得の確認書類」となります。必要な方は大切に保管してください。

【問合せ】介護保険課資格係（本庁舎2階）☎（5273）4597へ。

国民健康保険「高齢受給者証」をお持ちの方へ

国民健康保険に加入し、昭和10年8月2日～昭和15年8月1日生まれの方へ

●8月から医療機関を受診する場合新しい高齢受給者証が必要です

新しい高齢受給者証を、7月15日にお送りしました。7月20日㈫までに届かない方はご連絡ください。高齢受給者証の有効期限は、平成23年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「23年7月31日」です。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

●高齢受給者証の自己負担割合は毎年8月に前年の所得に応じて判定します

自己負担割合の基準は、同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、22年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割（23年3月31日までは1割）」、いる場合は「3割」負担

ア 収入額による特例

自己負担割合が「3割」となる方のうち、21年中の収入が「収入の基準額（※）」に該当する場合は、申請により「2割（23年3月31日までは1割）」となります。

※収入の基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

イ 自己負担割合の緩和措置

自己負担割合が「3割」となる方のうち、次のすべてに該当する方は、申請により「2割（23年3月31日までは1割）」になります。

▶同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者が1名、▶22年度住民税の課税標準額が145万円以上、▶21年中の収入金額が383万円以上、▶同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる、▶後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

◎ア・イに該当すると思われる方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

●世帯全員が住民税非課税の方

申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、申請してください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係（本庁舎4階）☎（5273）4149へ。

新宿歴史博物館特別展

酒井忠勝と小浜藩矢来屋敷

矢来町の地名は、江戸時代に若狭国（福井県）小浜藩の下屋敷「矢来屋敷」があったことに由来します。

初代藩主の酒井忠勝は、「予の右腕」と言われるほど3代将軍徳川家光から信頼され、家光の矢来屋敷への訪問は100回を超えています。また、屋敷内には庭園や茶室が設けられていたほか、江戸詰の藩士も居住し、「解体新書」を著した蘭学者杉田玄白は、ここで生まれています。

今回の展示では、酒井家に伝わる甲冑（かっちゅう）や古文書のほか、忠勝ゆかりの茶道具、「解体新書」初版本、矢来町遺跡の出土品などを展示します。

【日時】7月17日㈯～9月19日㈰午前9時30分～午後5時30分（土曜日は8時まで）。入館は30分前まで。7月26日㈪、8月9日㈪・23日㈪、9月13日㈪は休館

【費用】300円（常設展とのセット券は500円）。団体割引（20名以上）は1名150円。中学生以下は無料

【後援】福井県小浜市・小浜市教育委員会

【会場・問合せ】新宿歴史博物館（三栄町22）☎（3359）2131へ。

酒井忠勝肖像画（酒井家蔵・小浜市指定文化財）

ビズ新宿パソコン教室

区（産業振興課）と民間との協働事業です。

【日時・講座名・受講料等】右表のとおり。受講料にはテキスト代を含みます。難易度は★（入門）、★★（初級）です。

※8月10日㈫～14日㈯の教室はありません。

【対象】区内在住・在勤の方、各講座12名（定員に満たない場合は、区内在住・在勤以外の方も受け付けます）

【会場・申込み】電話かファックス（講座名と日時、住所・氏名・電話番号・ファックス番号を記入）でビズ新宿パソコン教室（西新宿6―8―2、BIZ新宿3階）☎（3344）3255（平日午前10時～午後6時）・FAX（3344）3715（第2月曜日休館）へ。先着順。講座内容は同教室ホームページ（HP http://www.biz-pc.com）でもご案内しています。

	講座名	日時	受講料	難易度
入門	シニア向けパソコン入門（初めての方向き、電源・文字・マウス・印刷ほか）※	8月17日～10月19日の火曜日 午後1時～2時30分（全10回）	30,000円	★
	趣味のパソコン（デジカメ写真・音楽・CD・DVDほか）	8月19日～9月16日の木曜日 午後1時～2時30分（全5回）	16,000円	
	インターネットの使い方・楽しみ方	8月6日～9月10日の金曜日 午前10時30分～12時（全5回）	16,000円	
	パソコンくらぶ なんでも気軽にフリーレッスン	8月18日～9月15日の水曜日 午前11時～12時（受講は1日単位で複数回の受講も可）	1回 1,000円	
	ワード入門（文書・表・基本機能）※	7月27日～9月7日の火曜日 午前10時30分～12時（全6回）	20,000円	
	エクセル入門（表計算・関数・グラフ・基本機能）※	7月27日～9月7日の火曜日 午後3時～4時30分（全6回）	20,000円	
初級・中級	ワード ステップアップ（段組み・図の挿入・ヘッダー・フッターほか）	8月6日～9月10日の金曜日 午後1時～2時30分（全5回）	20,000円	★★
	エクセル ステップアップ（関数・表の連動・印刷範囲の設定ほか）	8月6日～9月10日の金曜日 午後3時～4時30分（全5回）	20,000円	
	エクセル ビジネス関数活用術（就活対策など）	8月2日～9月6日の月曜日 午後1時～2時30分（全6回）	21,000円	
就活対策	ワード	7月31日㈯ 午前10時30分～午後5時	12,000円	★
	エクセル	8月7日㈯ 午前10時30分～午後5時	12,000円	
	パワーポイント	8月21日㈯ 午前10時30分～午後5時	12,000円	
その他	ウインドウズ7入門（パソコンは持ち込み）	8月18日㈬午後1時～5時	8,000円	★
		8月28日㈯午後1時～5時		
	ホームページ作成	7月30日㈮ 午前10時30分～午後5時	10,000円	
		8月25日㈬～27日㈮ 午後6時～8時（全3回）		
	ホームページ画像編集（ホームページビルダー使用）	8月4日㈬午後1時～5時	8,000円	★★

※欠席した場合は、ほかの日に振り替えができます。